

## 令和6年度 第2回 介護保険運営協議会議事録

**開催日時** 令和6年10月24日（木）午後2時00分から午後4時00分まで

**開催場所** 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

### 出席者

【委員】橋本委員長、大島副委員長、五十嵐委員、岩澤委員、笥委員、工藤委員、武尾委員、玉井委員、三浦委員

（欠席）秋澤委員、今津委員、白井委員、仲委員、星名委員、安田委員

【事務局】藤崎部長

介護保険課：茂木課長、北川課長補佐、石川課長補佐、塩谷係長、本松係長、安藤係長、桂係長、大野主任、川口主任、青井主任、山崎

福祉総務課：清家係長

地域福祉課：中島課長、栗原課長補佐、水上、大宮

指導監査課：森課長、佐藤課長補佐、高山主査、坂田

健康増進課：川田課長、竹内主査

【傍聴者】なし

### 1 開会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

### 2 委員紹介

令和6年7月1日付けで委員委嘱を行った後の初回の協議会であるため、事務局から全委員の名前を読み上げ紹介した。

### 3 事務局職員紹介

本日出席の事務局職員の挨拶を行った。

### 4 介護保険運営協議会の役割

新任した委員もいるため、事務局から資料2-1及び資料2-2に基づき、当協議会における審議事項の取り扱い等について説明を行った。

## 5 議 題

### (1) 介護保険運営協議会委員長、副委員長の選任

介護保険条例等施行取扱規則第 28 条第 1 項の規定により、委員による互選が行われ、委員長は橋本委員、副委員長は鈴木委員に決定した。

これより先の議事進行は、委員長によって進められた。

### (2) 介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料 3 に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 今回の報酬改定によって、新たに特別養護老人ホームでの服薬指導が可能になったが、こういった変更に伴い居宅サービスへ件数の増減など、影響が出るのではないか。医療との連携はスピード感をもって対応していただきたい。
- 事務局 ご意見に感謝する。医療のデータは国保データベース（KDB）からの情報を得ながら確認しているが、その数値の推移の要因については、介護保険のみではなく医療保険と一体的に考えていきたい。
- 委員 特別給付について、訪問介護事業所が減ってきている関係もあって搬送サービス事業が伸びていないと聞く。以前、事業所などにアンケート調査が行われたようだが、来年の事業計画や予算に関して、この特別給付のあり方に対する検討は行っているのか。
- 事務局 令和 6 年の 4 月から搬送サービス対象事業所を拡充し、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、小規模多機能の事業所などがサービス実施できるようにした。しかし、現時点まで拡充対象からの指定申請は届いていない。
- 委員 指定が受けられるようになった旨の通知はしているか。
- 事務局 令和 6 年の 5 月に対象事業所へメール等で周知し、ホームページに掲出した。
- 委員 資料 3 の P4、短期入所療養介護の予算執行率について、資料に記載の数値で計算すると若干ずれているので確認したい。
- 事務局 資料の数値は千円単位で表記されているが、予算執行率の算出は円単位で行っている。説明が不足し申し訳ない。
- 委員 P2～3の福祉用具貸与と特定福祉用具販売について、今年度から制度改正により、一部の品目について貸与か販売かを利用者が選べるようになった。説明では、この改正を受けて販売がかなり伸びたとのことだが、単純に考えるとその分貸与が減るかと推察するが、両者比較してもそういった数値

の整合性は見受けられなかった。この数値は、対象品目が貸与から販売に移ったという実績を確認したうえでの算出なのか。

事務局 資料の数値は国保連から市に提供されたデータを機械的に抽出して計上しており、貸与品目と販売品目の確認までは行っていない。販売品目が増えたことによる影響については、今後検証していく必要性を感じている。制度が大きく変わった部分のため、今後経過を見て分析していきたい。

委員 販売品目が増えたことにより福祉用具販売が増加したという説明をするにあたって、内容の確認が必要であると思ったため発言した。

委員 小規模多機能型、認知症対応型といった名称の定義は何か。

事務局 介護保険法の用語である。

あんしん介護保険のパンフレットP24、26～27に各サービスの説明が記載されている。なお、介護保険法上の介護老人福祉施設は、老人福祉法では特別養護老人ホームだが、資料では介護保険法上の名称を使用している。

委員 介護サービスの利用者が認知症になった場合、別の認知症対応型のサービスへと移行するのか。

事務局 介護保険サービスを使用する際は、ケアマネジャーがケアプランを作成する。例えば介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所している方であれば、引き続き入所し続ける場合もあるし、居宅サービスを利用する場合は、必要なサービスを受けられるようケアプランを作成し、本人の在宅生活を援助していくことになる。

### (3) 地域密着型サービスについて

#### 【意見聴取事項（事後）】

#### 地域密着型サービス事業者等の指定に係る意見について

事務局から【資料4】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 P2の生活相談員の要件について、説明をしてほしい。

事務局 生活相談員は、サービス提供時間以上の勤務時間数の配置が必要であることを表している。勤務時間数が足りていればよいので、例えば午前と午後とで別の方の勤務でも問題ない。

委員長 他に質問などあるか。

委員 P9の実施単位数が2単位なのはなぜか。コストがかかるのではないか。

事務局 民家を改修した事業所で、フロア別に同時並行で2単位での運営となる事業所であり、委員が指摘するとおり通常よりコストがかかると思われる。

- 委員 P15以降の写真を見ると、相談室のカーテン仕切りやトイレの手すりの位置、タオルのない洗面台や何もない機能訓練室は気になった。改良する余地があるのではないか。
- 事務局 様々な備品がない状況での調査となってしまった点については、当日、管理者や法人にはしっかり伝えた。今後も指定して終わりではなく、適宜、適正な運営の確認に努める。
- 委員 P7の洗面台にある消火器の位置は動線に問題ないか。
- 事務局 現地確認の際はドアとの位置を見ても出入りに問題ないと感じたが、ご指摘の通り万が一の可能性も含め、事業所に伝える。

### 【報告事項】

#### ①地域密着型サービス事業所等の指定更新について

#### ②地域密着型サービス事業等の廃止について

#### ③居宅介護支援事業者に対する介護予防支援事業所の指定について

#### ④介護予防支援事業者の指定更新について

事務局から【資料5-1】、【資料5-2】、【資料5-3】、及び【資料5-4】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 事業の廃止は、利用者の立場からすると何か困ることはあるか。
- 事務局 廃止の相談を受けた際は、廃止後の利用者の処遇については適切に対応していただくようお話している。今回の廃止に関しては、利用者がいなくなった状態での届け出のため不利益を被る対象はいなかった。
- 委員長 グループホームが事業譲渡することで、費用、サービス内容が大幅に変わることはないと思われる。この場の審査は、契約の比較によって認可の可否を決めるものではない。しかし、利用者にとっては経営者が変わることによって何かしらの変化が起こる可能性があるため、心配な点もある。
- 事務局 法令に定められている部分については保たれるが、それ以外は条件が多少変わる可能性はある。事業譲渡の相談を受けたときは、利用者第一で対応をお願いしている。

- 委員 事業譲渡すると必ず施設職員は変わるため、利用者の慣れた生活には変化が起こる。高齢者は環境の変化に弱いので、譲渡は利用者にとってマイナスに働くということを認識すべきである。最近、グループホームの事業譲渡が加速している印象がある。なぜ続けられなくなったのか、また、今運営しているグループホームの状況把握や続けるアドバイスなど、サポートを丁寧をお願いしたい。
- 事務局 意見に感謝する。事業譲渡に際しては、できる限りの配慮をしながら対応していきたい。

#### (4) 地域包括支援センターについて

##### 【報告事項】令和5年度地域包括支援センターの活動状況等について

事務局から【資料6-1】、【資料6-2】及び【資料6-3】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料6-1の地域包括支援センター（以下、「包括」と記載。）活動状況の推移のグラフについて、縦軸に単位など表記があった方がわかりやすい。資料6-3②のセンター名の右に罫線を引くと見やすくなる。
- 事務局 ご意見に感謝する。ご指摘のとおりだと思うので次回以降、調整する。
- 委員 ほっとかんでも包括と同等内容の相談を取り扱うと思うが、この資料にその件数は入っていない。ほっとかんの件数が伸びれば包括の件数が減るのは自然ではないか。
- 事務局 ご指摘の視点もある。そのような視点でほっとかんの相談件数の増加分と比較したところ、ほっとかんの増加した件数ほどの減少は見られなかった。説明が漏れてしまい申し訳ない。
- 委員 市としてのトータル件数、ニーズの把握として、この表だけでは把握できない。多職種連携が進んでおり、成年後見人の相談が薬局にくることもある。比較のために同じ項目とする方法もあるが、数え方ややり方は、時代の変化に合わせて変えていった方が良い。
- 事務局 ご意見に感謝する。ほっとかんの数字は含めた方が良いと思った。多職種連携に関する数字を追うのは困難と思われるが、把握する方法を模索したい。

- 委員 包括も多職種連携に関わっており、単純に相談件数が減ったというものでもない。包括が関わっているという点を吸い上げられると良いと思う。
- 事務局 表では地域包括支援センターの相談件数が減っているが、負担が軽くなったとは思っていない。1件の相談だとしても複合的・複雑なケースが増えてきている。そういった負担感も含めた説明資料の作成を考えていく。
- 委員 資料6-2の相談内容の定義を統一すべきである。包括ごとの件数の数え方に疑義がある。相談内容に対する件数の正確性が確保されなければ意見が述べられない。
- 事務局 ご指摘いただいた点も含め、作成方法について検討していく。

## 6 その他

事務局から案件はなかったが、委員から、提出資料に基づき、ケアマネジャーの現状と様々な課題についての説明が行われ、以下の意見交換があった

- 委員 憧れる職業にしなければ、ケアマネは増えないだろう。また、介護職の報酬が非常に低いので高くする必要がある。休日対応やシャドーワークに関しては労働基準法違反だと思う。P4のシステムについては、改善の余地があると感じた。
- 委員 ご意見に感謝する。ケアマネ自身で解決できる項目もあることは承知している。すべての意見を掲載することで皆に見ていただきたかった。
- 委員 現場の意見を把握し、今、行政でできることはすべきである。労基法違反については指針を出し、ICT（情報通信技術）活用については使える補助金や制度のアドバイスをするのがいいと思う。
- 委員 人口の推移をみると、ケアマネの人数を増やすのは難しいと思う。働き手自体が減ってきているので、横須賀市が若い世代を増やすよう努力をしてほしい。また、労働基準法については、経営側として対応に苦慮している。法令順守に努めているが、業務量の増加や、法律に基づく医療機関の24時間対応などには苦しく思う。これは、法令順守の周知というよりも、仕事のやり方を変える方向に持っていく必要がある。
- 事務局 報酬については、市からも上げるように要望を出しており、特にケアマネの加算は今要求している。一方で、報酬を上げるということは保険料を上げることにつながるため、痛し痒しで困難な問題でもある。国でもケアマネ不足に対する検討会を開いているため、今後の動向を注視している。また、法令を守るというのは自明のことで指針の出し方が難しいが、カスタマーハラスメントについてのチラシによる周知はしているので、折を見て

支援や通知のできるものは検討していく。人口については、市長をはじめ、増やす施策を考え実践しているが、今後とも様々な手立てを考えていく。

## 7 閉 会

次回の開催は12月26日（木）午後2時からを予定していることを事務局（介護保険課長）から指示し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上